

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第95号 2022年11月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP (最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 国際卓越研究大学法に基づく文部科学省の基本方針 を読む(その1)	富岡 勝	2
逸話と世評で綴る女子教育史(95) －長野県における実科高女と高等女学校の展開－	神辺 靖光	6
大東文化大学国際関係学部、経営学部の在学生の声 －大東文化大学『CROSSING』2023年から－	谷本 宗生	13
明治後期に興った女子の専門学校(50) 東京女子体操音楽学校再興の母——藤村トヨ	長本 裕子	16
子どもたちと考える校則⑥ －校則と「子どもの権利条約」－	八田 友和	20
新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究に関する覚書 (20):鳥取県議会における専攻科関係の発言(6)	吉野 剛弘	25
体験的文献紹介(43) －新しい研究テーマ・明治前期中学校 形成史と「日本教育史資料」の研究－	神辺 靖光	29
刊行要項(2015年6月15日現在)		33
短評・文献紹介		34
会員消息		35

コラム

国際卓越研究大学法に基づく文部
科学省の基本方針を読む(その1)

とみおか まさる
富岡 勝

(近畿大学)

はじめに

今回のコラムでは、新聞やSNSなどで知って気にはなっていたものの、忙しさにかまけてきちんと調べてこなかった話題の一つとして、「大学ファンド」からの助成を受ける「国際卓越研究大学」

の話題について、勉強しながら書いてみたい。

10兆円規模の大学ファンドが創設されるらしいというニュースが報道されたのは2021年ごろであった。この頃は、「国が大学のために従来よりも多くの資金援助しよう、ということ自体は悪い話ではないだろう」ぐらいに思っていた。ただ、複雑な資金運用制度の中身についてはあまりイメージできなかった。

2022年5月18日には国際卓越研究大学法(正式名称は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律)が成立する前後には、「大学ファンド」や「国際卓越研究大学法」には、産学連携の傾斜、大学の自治の否定など色々な問題があるらしい、ということをししばしば聞くようになった。しかし、目の前に仕事や研究の様々な予定が山積していることや、私立大学に勤務していて、すぐには関係なさそうに見えたことなどがあり、私にとって「大学ファンド」をめぐる問題の重要性を切実に感じるには至らなかった……。

ところが2022年11月15日付けて国際卓越研究大学法が施行され、同日、文部科学省が国際卓越研究大学法に基づく基本方針(正式名称、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針)が決定し、40校以上の大学が数校の枠である「国際卓越研究大学」への応募を検討しているらしい(『日本経済新聞』2022年12月3日)という報道に接すると、これまで態度を保留していた大学も、お金とステイタスを求めて次々と突き進んでいくイメージが浮かび、「これは、2003年の国立大学法人化と並ぶような大学史上の大きな出来事になるのだろうか。大学の自治なども大きく

変化するのだろうか」と気になってきた(例えば、[京都大学職員組合の11月16日付声明](#)によれば、京大の法人本部は、応募する方向で10月11日にちに国際卓越研究大学構想委員会を立ち上げたという)。そこで、本来の発行日を超過している時点でコラムを書き始めてしまい大変恐縮ではあるが、この話題について少し書いてみることにした。

この問題は、今後の日本の大学に大きな影響を与える可能性があるため、大学の執行部や一部の関係者だけでなく幅広い人々が知り、考える必要があるにもかかわらず、多くの人が詳細をよく知らないまま事態が急速に進行し、深刻な問題が起きてしまうのではないかと心配だ。

国際卓越研究大学法の概要

まず、国際卓越研究大学法(正式名称、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律)の概要を確認しておきたい。

第一条には、この法律の目的が書かれており、「我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出」の促進のため、国際的に卓越した研究の展開が相当程度見込まれる大学の体制強化を図るために、「国際卓越研究大学」の認定などに関する法律であることが述べられている。

第三条では、「国際卓越研究大学」の体制強化の推進に関する基本方針を文部科学大臣が定めると書かれている。これにもとづいて、2022年11月15日に文部科学省が国際卓越研究大学法にもとづく基本方針を定めた。

国際卓越研究大学法にもとづく基本方針の概要

この基本方針は、24頁にわたる長文で以下の6章で構成されている。

- 一 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項
- 二 国際卓越研究大学の認定に関する基本的な事項

三 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項

四 国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、国立研究開発法人科学技術振興機構が遵守すべき基本的な事項

五 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

六 その他国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

新聞記事では、この長文の基本方針のほんの一部しか記載されていない。また、文科省が作成した次頁のような将来像では、大学ファンドの支援によって「国際卓越研究大学」には世界最高水準の研究環境がつけられ、学生の授業料も免除され、思う存分研究して博士号が取得できるようになると宣伝されている。しかし、こうしたイメージだけでは、この「国際卓越研究大学」が今後の日本の大学にどのような影響を与えていくか、よくわからない。そこで次号において、基本方針各章の内容を少し具体的に見ていきたい。

国際卓越研究大学の 将来像（イメージ）

大学ファンドによる支援を通じて、
日本の大学が目指す将来の姿

- 世界最高水準の研究環境（待遇、研究設備、サポート体制等）で、世界トップクラスの人材が結集
- 英語と日本語を共通言語として、海外トップ大学と日常的に連携している世界標準の教育研究環境
- 授業料が免除され、生活費の支給も受け、思う存分、研究しながら、博士号を取得可能

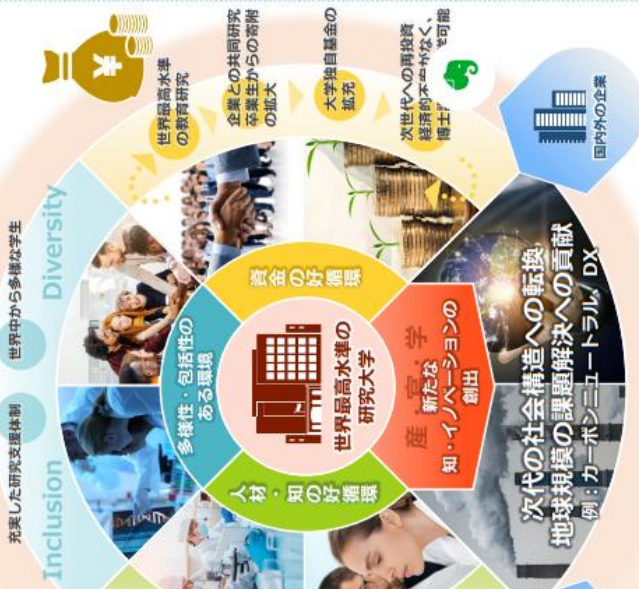


世界トップクラスの
研究者/学生が結集

君いときから卒業した
海外経験の豊富

海外や産業界で
活躍する人材、起業する
人材を多数輩出

分野を横断した
教育課程など
魅力的な博士課程



次代の社会構造への転換
地球規模の課題解決への貢献
例：カーボンニュートラル、DX



文部科学省「大学ファンドを通じた世界最高水準の研究大学の実現に向けて～国際卓越研究大学制度の概要～」より
https://www.mext.go.jp/content/20221115-mxt_gakkikan_000017961_1.pdf

逸話と世評で綴る女子教育史(95)

—長野県における実科高女と高等女学校の展開—

かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

前回、明治末年に長野県の主要都市・長野市・松本町・上田町・飯田町に県立高等女学校がたてられたことを述べた。この四盆地は古来、善光寺平、松本平、佐久平、伊那平と呼ばれた信州人の集落地帯で信州人の気質や文化を育んだ枢要な地域である。この後、大正期における女学校の大展開を述べるが、その前提に明治末年に起こった実科高等女学校についてまず述べよう。

すでに日本各地にできつつあった高等女学校と並行して実科高等女学校の設置を審議したのは明治43年4月の高等教育会議であった。会議の席上、小松原文部大臣が述べている。

現行の高等女学校は①都市にたてられ、②上流家庭の女子だけを教える。今後は①僻地まで女学校をたて②国民すべての娘が通える学校にせねばならない。③カリキュラムは家政の科目を多くし、家政科高等女学校とするというものである。小松原文相の趣旨は概ね了承されたが、家政科高女の名称に異論が続出した。そこでこれを実科高女と改めて会議を通過、同年10月の「高等女学校令中改正」(勅令424号)で施行された。「実科」は明治27年6月の「尋常中学校実科規程」(文部省令7号)からとったものである。尋常中学校は高等中学校や専門学校進学のための学校だったのでカリキュラムが進学向きにできていた。しかし実態は進学希望者ばかりでなく、町村の役職者や都市の会社に勤める者が多かったので、進学用の外国語や理数系の学科目ばかりでなく、農工商の実務を学ばせる実科課程をつくった。これを実施した学校が実科中学校である。しかし実科中学校は人気がなく、二、三校できたがすぐに絶滅した。

中学校と違って当時の高等女学校には上級学校への受験勉強ということがなかった。東京や関西にいくつかの女子専門学校ができたが高等女学校で受験

勉強させるほどの志望者がいたわけではない。よって中学校のような受験勉強の弊害という理由はなりたないし卒業すればすぐ嫁にゆくというご時勢だから職業上の役にたないという理由もない。問題は山間僻地にまで女学校をたてるという実科高女の理念そのものにあつたのである。すでに先端を切って始めた兵庫県¹の高等女学校(本シリーズ90、91)でみたように新式の女学校は施設設備を整えねばならない。洋式音楽にダンスをとり入れた新式体操の稽古場や理科の実験室もつくらねばならないし、名士の講演を聴く大講堂や寄宿舎も建てねばならない。莫大な費用がかかる。また何よりもまず僻地の学校へ喜んでゆく教員がいるだろうか。女子高等師範学校や高等女学校教員養成の女子専門学校もあるが、その卒業生は少ないし、都市の教師にはなっても僻地には行きたくない。それらを予測しての実科高等女学校であつた。即ち、英語や理数系科目をなくし修身・国語・家事裁縫を主とするカリキュラムにしたのである。高等小学校の校舎に間借りしてもよいとしたのは修身や国語の授業は高等小学校の校長や教員に助けて貰えということであるし、家事裁縫は僻地でも格式の高い家があつてその妻女が教えられるからである。

[表1] 大正年間：実科高女及び高等女学校設置状況表

新設女学校	所在地	沿革
長野市立実科	長野市	T8年、設置
県立飯山高女	下水内郡飯山町	T8年、設置
^{オズガ} 町立須坂実科	上高井郡須坂町	T7年、設置 <u>T11年、長野県須坂高女に変更</u> <u>T12年、組合立に変更</u> <u>T15年、県立に変更</u>

町立中野実科	下高井戸中野町	M44年設置、 <u>T12年組合立高女に変更、</u> <u>T15年県立長野県中野高女に改称</u>
町立松代実科	<small>はにしな</small> 埴科郡松代町	T9年設置 <u>S3年松代高女に変更</u>
組合立埴科実科	<small>はにしな</small> 埴科郡屋代町	T9年設置
県立更級高女	<small>さらしな</small> 更級郡篠ノ井町	T11年設置、 <u>T14年長野県篠ノ井高女と改称</u>
組合立更級実科	更級郡栄村	T14年設置
町立稻荷山実科	更級郡稻荷山町	T15年設置
組合立上田実科	上田市	T9年設置
町立丸子実科	<small>ちいさかたぐん</small> 小県郡丸子町	T14年設置
町立小諸実科	北佐久郡 <small>こもろ</small> 小諸町	T8年設置
町立岩田村実科	北佐久郡岩田町	T8年設置、 <u>S4年高女に変更</u>
組合立望月実科	北佐久郡本牧村	T15年設置、 <u>S6年高女に変更</u>
組合立蓼科実科	北佐久郡芦田村	T15年設置
町立野沢実科	南佐久郡野沢町	M44年設置、 <u>T7年郡立野沢高女に変更、</u> <u>T9年南佐久高女と改称、T11年県立に変更、</u> <u>T14年野沢高女に変更</u>
町立臼田実科	南佐久郡 <small>うすだ</small> 臼田町	T14年設置
町立大町実科	<small>あずみ</small> 北安曇郡大町	M45年設置、 <u>T9年郡立北安曇野郡大町高女に変更</u> <u>T11年県立大町高女に変更</u>

県立豊科高女	南安曇野郡豊科 ^{とよしな} 町	T11年設置
町立木曾福島実科	西筑摩郡福島町	T12年設置、 <u>T14年県立高女に変更、木曾高女と改称</u>
町立伊那実科	上伊那郡伊那町	M44年設置、T7年郡立に変更 <u>T9年伊那高女に変更</u> <u>T11年県立伊那高女に変更</u>
注、実科は実科高等女学校の略、高女は高等女学校の略、M44年は明治44年のこと、T7年は大正7年のこと、S3年は昭和3年のこと。		

本表は米田俊彦「高等女学校関係文部省告示記事要旨一覧」による(財・日本私学教育研究所『教育制度等の研究19』所収)

本稿の[表1]について一言して置きたい。本シリーズ(89)から(94)に至る高等女学校と実科高等女学校の一覧表はすべて文部省の『高等女学校ニ関スル諸調査』『実科高等女学校及高等女学校実科ニ関スル諸調査』に拠っている。しかるに本稿の[表1]は米田俊彦氏(お茶の水大学教授)の『高等女学校関係文部省告示記事要旨一覧』の「長野県」に拠った。理由は以後の実科高女の説明に『長野県教育史第3巻総説編3』所収の「高等女学校・実科高等女学校」に拠らねばならないからである。本書は昭和40年代、10数年をかけてつづいた労作で収集した各学校の沿革史に拠っている。しかるに学校設置の沿革が文部省の『諸調査』と整合しないのである。学校設置や廃止にかかわる名称、設置者、位置等々は年々の「文部省告示」に拠る以外にない。そこで前記・米田氏の『高等女学校関係文部省告示記事要旨一覧』の長野県(財・日本私学教育研究所)『教育制度等の研究(19)平成6年』によって本稿[表1]をつくったのである。[表1]からまず次のことがわかる。

1) いきなり高等女学校になったのは県立の飯山高女、更級高女、豊科高女^{さらしな}の3校だけで他はすべて実科高女から昇格したものである。2) 設置者も初期は

県立は少なく町立→町村組合立を経て県立へと上位に移動する。3) 女学校の設置順序は北信からはじまり中信に移り最後に南信となるが大正末には信濃全域にゆきわたる。しかも県立の実科高女はなく高等女学校に昇格するときは必ず県立に移管されるのである。

明治44年に下高井郡に町立中野実科高女、南佐久郡に町立野沢実科高女、下伊那郡に町立伊那実科高女、45年に北安曇郡きたあづみに町立大町実科高女ができるが、この4校は明治43年の「高等女学校令改正」に即応したものである。長野県は44年、郡視学会議を開いて実科高女の設置方針を協議した。即ち①高等小学校に併置し、修業年限2ヶ年を常態とする。②教職員6人うち校長は高等小学校校長兼任、③生徒数70人、年間予算2,100円、④設置区域1000戸以上とした。実際の経費負担は、中野実科は初年度予算1,780円、中野町一戸につき1円、地租1円につき5銭増額。野沢実科は予算1,750円(野沢町費・授業料・郡費補助)とし、大町実科は予算2,728円(授業料と大町町費負担)とした。経費の7割以上が教員給であった。

学校編成をみると初めにできた4校はいずれも高等小学2年修了に接続する2年制課程であったが、その後、1年修了で接続する3年制課程、尋常小学校卒業で接続する4年制課程も現れたが、過半は2年制であった。また埴科実科高女のように学科目中一乃至数科目を学修する選科を設けるところもあった。

長野県は実科高女をつくるに当って高等小学校に併設し、高等小学校長に実科高女校長を兼任させることを方針としたので、その後、これが続いた。町立中野実科高女では明治44年、中野尋常高等小学校長の丸山久保吉が兼任校長になったが、大正12年、中野実科が町村組合立下高井高女になるとその専任校長になり、以後昭和3年まで17年間、校長に在任した。このような長期在任は稀であるが、長野県の実科高女は高等小学校長によって育成されたと言っても過言ではあるまい。しかし実科の教員は一般に見劣りする。無資格教員必ずしも劣等とは言わないが、前に述べたように大正期には中等教員養成がかなり進んだが彼ら彼女らは僻地には行きたがらない。大正4年の調査であるが有資格教

員の実科高女における比率は全国で58.3%、長野県は41.2%で、有資格教員から忌避されたのである。

教育課程をみよう。長野県は文部省の明治44年「高等女学校及実科高等女学校教授要目」に依拠して県の教育課程を定めた。高等女学校は修身・国語・歴史・地理・数学・理科・図画・家事・裁縫・音楽・体操で、英語と体操が随意科目となっている。科目中、4学年合わせて各週授業時間が多いのは国語21時間と裁縫26時間である。大正4年には同年の「高等女学校令施行規則」の実科規定に準拠して長野県の高等小学校二年卒業で接続する二年制の実科課程をつくったが、その学科目は修身・国語・数学・家事・裁縫・図画(随意科目)、唱歌(同)、実業(農業・染織)、体操であり2学年各週授業の多いのは裁縫で36時間、他の学科を圧倒している。因みに長野県の当時の実科高女の裁縫をみると、旧来の和裁技術のほか、ミシン練習をはじめ男もののシャツ、ズボン下とか女性用の簡単服、子ども洋服下着とか、明らかに洋装に対する裁縫の変化が認められるのである。

[表1]を見ると実科高女から高等女学校へ昇格するものが多いので実科が衰退するように錯覚するがそうではない。学校数をみると高等女学校は大正6年まで5校であったが、7年から増加して大正末年には16校、昭和6年には21校になった。実科高女も明治末年4校であったが大正末年13校になり昭和6年にも11校を維持している。生徒数をみると高女は明治末期1700人台であったものが大正末期6600人台になり、昭和初期7600人台になり、実科高女は明治末期200人だったものが大正末期1300人、昭和になると漸減する。高等女学校、実科高女とともに大正期の長野県では発展維持していたのである。

高等女学校、実科高女ともに生徒の増加傾向が維持されたことについて『長野県教育史総説編』は生徒の汽車通学の例をあげているが私は自転車通学が増えたのではないかと思う。自転車は明治初年に西洋から輸入されたが明治40年頃から会社や商店の業務用になって普及し、大正期に入って大衆化した。大正元年39万台だったものが大正末年に407万台になり国産自転車業は飛

躍的に発展した（吉川弘文館『日本交通史大事典』）。大正期に私鉄を含めて鉄道網が張り巡らされたが、鉄道網の充実は大都市に密である。これに対し、日本の改良自転車は山間僻地の坂道でも走れる。本シリーズのはじめに私は明治後半期、東京音楽学校に通う女学生が髪をなびかせて自転車に乗る姿を紹介した。大正期、長野県の女学生が広域から通学した一因は自転車通学であったと思う。

参考文献

『長野県教育史』第3巻・総説編3

大東文化大学国際関係学部、経営学部の在学生の声

— 大東文化大学『CROSSING』2023年から —

たにもと むねお
谷本 宗生(大東文化大学)

前号(スポーツ・健康科学部と社会学部)に引き続き、大東文化大学『CROSSING』2023年所収から、大東文化大学国際関係学部(1986年国際関係学科、国際文化学科設置)と経営学部(1963年経営学科設置)に所属する在学生の声を、本稿では紹介してみたいと思う。

国際関係学部国際関係学科1年の嶋原成央さんは、「国際的な視点で経済を学び世界を舞台に活躍したい」のだという。

「もともと経済学を専攻しようと考えていましたが、政治や文化など、多角的かつ国際的な視点で学ぶことができる本学科の存在を知り志望しました。国際経済について当初は漠然とした印象でしたが、少人数クラスで仲間と協力して課題に取り組むうちに、自分の興味を具体化することができました。現在は『東アジア地域の政治と経済』を学んでいます。今後はさらに社会の構造を理解するために『法学』のゼミに進み、アジアの法律を研究する予定です。将来は、国際的に活躍するビジネスパーソンになるために知識を身につけていきたいです」。

国際関係学部で実施する、アジア・ランゲージズ・スピーチコンテスト(ALSC)は、学生らに地域言語の発表の場を提供し、言語能力とコミュニケーション能力を向上させようという目的で始められたものである。学生ら主体である地域研究学会(当該学部生は全会員)を中心にしながら、開催準備に数ヶ月をかけるイベントであるという。毎年、さまざまな趣向が凝らされ、同学部の伝統の1つとして受け継がれている。同学部では、英語のほかに、アジア地域言語(中国語・コリア語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語・ヒンディー語・アラビア語)か

ら選択して学ぶことができるとしている。なお国際関係学科では、1年次必修科目として、「国際関係論」を学び、政治・経済・社会という視点から、アジア諸地域を中心とした国際社会を取り巻く諸課題を、社会科学の視点から考察する狙いである。

*** **

また国際関係学部国際文化学科1年のキム・ヒェユンさんは、「海外旅行の経験を言語や文化を学びながら地域研究に活かしたい」という。

「日本やヨーロッパの国々など、子どもの頃から海外の国を訪ねていた私は、海外旅行の経験を活かしたいと思い大東文化大学の国際関係学部へ進学しました。現在、多くの授業を受けていますが、その中でも役に立っているのが『Global English』です。人物・場所・新しい英単語などを色別にマーカーで引いて分類する勉強方法ですが、日本語で試したところ、以前よりも読解力を上げることができました。イギリスの近現代史やプログラミング等、これから学びたいことは多数ありますが、まずは南アジアの経済を研究するゼミに入る予定です」。

国際関係学部のASIA MIXは、「楽しみながらアジアへの関心・理解を高めよう」をコンセプトに毎年行われている、同学部の地域研究学会が主催する料理祭であるという。イベントの企画から運営全般まで、学生自身で主体的に行っているのだとされる。なお国際文化学科では、1年次必修科目として、「比較文化論」を学び、歴史・芸術・文化という視点から、日本とアジア諸地域の生活文化（衣食住）の伝統的な違い、各国の思想や宗教、民族音楽や文学などを理解し、多文化共生社会に向けた課題を、人文科学の視点から考察する狙いである。

*** **

経営学部経営学科4年の松下周平さんは、「報道で耳にした就業問題から人的資源管理の重要性を痛感」したという。

「オープンキャンパスでの体験授業を通じて経営学の面白さを知り、その知

識や考え方は社会に出た時に役立つだろうと感じました。本学科では経営学の基礎知識からマネジメント、簿記会計、マーケティングなど経営に関するさまざまな分野を学ぶことができます。入学当初は広告系の授業に興味がありましたが、ニュースで報じられるブラック企業問題から人的資源管理の大切さに気づき、『ダイバーシティ・マネジメント』を学ぶゼミに入りました。働く人の多様性に適した労働環境について、理論だけでなく企業の実例をもとに卒業論文を進めています」。

経営学科では、1年次での経営の基礎（経営学総論、会計学総論、マーケティング総論、情報リテラシ）をふまえ、2～4年次生において、経営・会計・マーケティング・知識情報の4コースが設けられている。経営コースでは、経営組織・経営戦略などを学び、エグゼクティブや経営者、起業家を目指すものとしている。会計コースでは、財務会計・管理会計などを学び、税理士や経理担当者をはじめとした会計のプロを目指すものとしている。マーケティングコースでは、マーケティングマネジメント・消費者行動などを学び、広告・製品企画者や販売管理者、ビジネス戦略策定者らを目指すものとしている。知識情報コースでは、ナレッジマネジメント方法論・戦略情報意思決定論などを学び、経営的な視点からデータを分析する、情報化時代に応じたIT技術や経営戦略等の関係者を目指すものとしている。

*** **

また次号以降では、残る大東文化大学の外国語学部や法学部、文学部や経済学部に所属する在学生の声を、順次紹介していきたい・・・と考えている。

明治後期に興った女子の専門学校(50)

東京女子体操音楽学校再興の母——藤村トヨ

ながもと ゆうこ
長本 裕子(ニューズレター同人)

明治41年2月、東京府より、東京女子体操音楽学校は41年3月限り閉鎖すべしという命令が下った。この最大のピンチを救い、「学園再興の母」と言われる藤村トヨについて述べよう。

トヨは、明治9年6月、香川県綾歌郡坂出町で、父藤村九平、母タネの長女として生まれた。タネは後妻で、先妻の子が4人いた。父は富裕な商人で、母タネは学問好きな女性であった。母は、4、5歳ごろからトヨに寺子屋などで漢学を学ばせた。トヨの覚えがよかったため、母の教育熱が高まり、ただ学問さえすればよいとして、身体を鍛えることにはほとんど注意を払わなかった。トヨは8歳から坂出小学校に通うが、先妻の子供たちも実家の兄も、女子に学問は不要としてトヨの勉学に理解を示さなかった。そのため母はトヨら実子5人を連れて別居した。以後、トヨの学問中心の生活となる。

トヨは小学校卒業後、坂出町の私立済々学館に入学した。この頃から勉強のしすぎで体をこわしていた。25年、済々学館が県立の中学校になり、女生徒は通学を許されずやむなく退学。同年5月、坂出尋常小学校訓導に任じられた。28年4月、小学校訓導を退職し、香川県立師範学校に入学した。しかし、1年後病気のため退学。32年4月上京し、女子高等師範学校本科理科に入学。しかしまた、2年後病気のため退学。同年4月17日から同校理科3年選科生として通学を許されるが、5ヶ月後、余命半年と診断されて退学し、帰郷する。

恩師となる高橋忠次郎は、留学する坪井玄道の後任として33年12月から女子高等師範学校の講師となっていた。したがってトヨが高橋に学んだのは、34年4月に退学するまでの数か月である。トヨは郷里の親戚の徳清寺で死を覚悟して静養をする。しかし、そこで奇跡が起こった。34年11月、綾歌郡国分高等学校代任訓導を命じられ、綾歌郡の各小学校の生徒大運動会で体操・遊戯の指導を依頼された。3ヶ月にわたる練習をするうちに、余命半年と診断されたトヨ自

身の身体が健康になったのである。そして、35年10月、香川県立丸亀高等女学校教員に転じる。

このように病気のため学業をしばしば中途退学し、郷里で療養しながら小学校で普通体操や遊戯、ダンスを教えているうちに健康を回復するということを繰り返している。母も知育徳育に偏った家庭教育を反省し、以後一家全体が体育に熱中し、トヨの体育教育を支援することになる。夕食後は妹たちも一緒に家中で運動して、藤村家はさながら室内運動場のようなであったという。妹エイも体育家になり、後にトヨの跡を継いで校長となる。



徳清寺で静養の頃、明治34、5年頃（『藤村学園八十年のあゆみ』）

トヨ自身が『学校体育』八号の「私の歩んで来た道」で語った言葉を借りると、明治30年代半ばごろは、女子の体操の先生は、お転婆か低能で他の学科を修業する能力のないものだと下視された（『藤村学園七十年の歩み』）時代であった。しかし、トヨは、一時死をも覚悟した病弱な体を、体育運動で元気になり命を拾ったので、その恩に報いようと決心した。明治36年元旦、最も好きだった数学・理科の書物やノートを焼き払った。

後に二階堂体操塾（現日本女子体育大学の前身）を開く二階堂トクヨは、37年4月、初任地の石川県立高等女学校で、国語9時間の他に体操13時間を教えるよう命じられて、非常にショックを受けたという。女子高等師範学校文科で学び、体操は知的教科ではないとしてさぼりがちだった。しかし、二階堂も死ぬ気で無茶苦茶に体操を教えているうちに、心身ともにはつらつとしてきたことに気づき、体操教育にすべてを捧げようと決心する。代表的な私立女子体操学校の創設に

関わった二人が、奇しくも体操に対して同様の思いを持ち、健康になったことから体操教育に生涯をかけることになったのである。

明治36年1月、香川県師範学校卒業生の有志が高橋忠次郎を迎えて、遊戯講習会を高松市で開いた。トヨはそこで高橋と再会した。37年3月、香川県立丸亀高等女学校を退職し、高橋の勧めにより東京女子体操音楽学校に奉職した。生理解剖や体育原理などを担当した。トヨ28歳であった。同年11月、文部省検定試験に合格し、師範学校女子部と高等女学校の体操科免許状を取得した。並行して私立日本女学校体操理科数学講師を兼ねる。また、結婚して家庭を持つが、医師の妻と、教員の仕事との両立に悩む。41年、東京女子体操音楽学校廃止の危機に遭遇し、母とも相談の結果、家庭を捨て、学校の救済に力を注ぐことになる。

大正2年、渡米中の高橋は盲腸炎が原因で客死する。享年43歳であった。32歳のトヨに設立者と学校長の重責がのしかかった。明治41年3月、トヨは高橋校長が帰国するまでの暫定的な校長としてスタートしたものの、破れ借家に資産もなく、最も衰微した時は生徒わずか6名になった。トヨは他校の講師などを勤め、給料を学校の経営に投入してしのいだ。明治末から大正初めに学んだ大正2年3月卒業の第18期生吉井定枝(旧姓富田)の語る所を『藤村学園七十年の歩み』から紹介しよう。妙隆寺とは別の日暮里村1054番地時代の学校を初めて訪れた時の印象である。

…朽ちかけた木の門を入ると正面辺りに何か一本の木が玄関をかくしており、入ると両側に下駄箱がありました。一見五、六十年も経った旅館の跡ではないかと思ったほどです。来意を告げて正面玄関から二階に上ると、廊下を右へ二間ほどのお部屋に藤村先生が待っていて下さいました。お顔は整った知識人らしいお方で、笑顔でよく来た、明日からいらっしゃい、との事で、それだけでした。私は実のところ心がはげしく動揺しました、これが学校であるのかと……。

吉井はとても学校とは思えないぼろ学校に失望する。しかし、保証人である伯父の忠告でとにかく1週間だけ授業を受けてみようとして入学する。すると、

外見とは違って授業は熱心でした。藤村先生は徒手体操のほか、筋肉がどこから出てどこにつながりがあるかなど、着物を脱ぎ上半身裸かになって懸命に教えてくれました。

と、印象が変わる。高等師範学校の山口酉三郎や可児徳かじに原理や実技を、巣鴨病院長の森田正馬に心理学を、岩波茂雄に国語漢文を、立松房子に声楽を学んだと続く。学校はみすばらしくても、内容は情熱があったと卒業生は語っている。

参考文献

- 『藤村学園七十年の歩み』
- 『藤村学園八十年のあゆみ』
- 『藤村学園100年のあゆみ』
- 『二階堂学園六十年誌』
- 『二階堂学園90年—学園は今—』

子どもたちと考える校則⑥
一校則と「子どもの権利条約」
はった ともかず
八田 友和 (クラーク記念国際高等学校)

1. はじめに

本稿では、「子どもの権利条約」を取り上げ紹介する。

「ブラック校則」や「校則の見直し」をテーマにした論文等を購読していると「子どもの権利条約」という言葉をよく目にする。言うまでもないが、校則を考えるともちろん、学校教育や教育活動を考える際に、避けては通れない考えである。

一方で、筆者が確認した論文や記事では、権利条約のすべてが紹介されているわけではなく、「ブラック校則」や「校則の見直し」に関係する一部の項目や内容が断片的に取り上げられ、紹介されることが多い（もちろん、限られた紙面や字数等を考えると、断片的に取り上げざるを得ないことは承知している）

そこで本稿では、「子どもの権利条約」の概要を整理したうえで、「子どもの権利条約」と校則の関係を考えたい。

2. 子どもの権利条約

我が国では「児童の権利に関する条約」を「子どもの権利条約（以下、権利条約）」と表現することが多く、広く浸透・定着している。権利条約は、1989年の第44回国連総会で採択され、1990年に発効している。なお、日本は1994年に批准している。¹⁾

ユニセフのサイトでは、権利条約を下記のように紹介している。

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子ど

もならでの権利も定めています。前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

(出典)ユニセフ公式サイト

(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)

より引用、下線は筆者加筆

下線部から、子どもに関するテーマを包括的に扱っていることが読み取れる。また権利条約には、条約に新たな内容を追加や補強する際につくられる選択議定書が3つ存在する。具体的には、①子どもの売買、買春及び児童ポルノに関する選択議定書、②武力闘争への子どもの関与に関する選択議定書、③通報手続きに関する選択議定書があり、日本政府は、②を2004年に批准し、①を2005年に批准している。²⁾ 時代や情勢に合わせて内容を加筆するなど、工夫を行っていることがわかる。

なお、権利条約では下記の4つの権利を定めている。

- ・生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- ・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- ・子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
- ・差別の禁止(差別のないこと)

(出典)ユニセフ公式サイト

(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)

より引用、下線は筆者加筆

いずれもよりよい人生を送るために必要不可欠なものといえる。子ども(たち)の意見を尊重しながら、子ども(たち)の最善の利益を追求する姿勢が求められていると感じる。

3. 校則と権利条約

ここでは、「校則の見直し」に関係しそうな権利条約の条文について取り上げる。

まず、権利条約第 28 条に次のような記載がある。

締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(出典) 外務省「児童の権利に関する条約(全文)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> より引用。下線筆者加筆

ここから、権利条約に沿ったかたちで学校の規律(日本では校則)を運用することを求めていることが読み取れる。また、その運用に向けて「すべての適当な措置をとる」と強い表現が用いられていることも注目すべき点である。

加えて、権利条約第 12 条・13 条に次のような記載がある。

(第 12 条)

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

(出典) 外務省「児童の権利に関する条約(全文)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> より引用。下線筆者加筆

(第 13 条)

児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境との

かかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

(出典) 外務省「児童の権利に関する条約(全文)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> より引用。下線筆者加筆

ここから、子どもたちは、「表現の自由」や「自由に自己の意見を表明する権利」をもっていることが読み取れる。

この3つの条文から、「おとな」・「子ども」の双方が意見を出し合い主体的にかかわることの重要性が読み取れる。権利条約第28条には、「すべての適当な措置をとる」と書かれているが、「おとな」が全てを考え、適当な措置をとることは望ましくない。子どもたちが自由に意見を表明し、それを受け止め、一緒にあるべき姿を模索する姿勢が「おとな」に求められていると感じた。

4. さいごに

この連載では末尾に QR コードを添付しています。拙稿に対するご意見・ご感想などございましたら、ぜひ QR コードからお寄せいただけますと幸いです。今後の研究や執筆活動の参考にさせていただきます。なお、本稿における内容や意見は、筆者個人に属し、筆者が所属するいかなる組織・団体の公式見解を示すものではありません。



ご意見・ご感想などは、上記の QR コードからお寄せください。

【注】

- 1) ユニセフ公式サイト「子どもの権利条約」(最終確認 2022 年 8 月 4 日)
を参照。https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html
- 2) ユニセフ公式サイト「子どもの権利条約」(最終確認 2022 年 8 月 4 日)
を参照。https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

【参考文献】

- ・ユニセフ公式サイト「子どもの権利条約」(最終確認 2022 年 8 月 4 日)
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html
- ・外務省「児童の権利に関する条約(全文)」(最終確認 2022 年 8 月 4 日)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>
- ・毎日新聞「ブラック校則の見直し 子どもの人権守る視点で」
(最終確認 2022 年 8 月 4 日)
<https://mainichi.jp/articles/20210420/ddm/005/070/088000c>

新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究に関する覚書(20):鳥取 県議会における専攻科関係の発言(6)

よしの たけひろ
吉野 剛弘(埼玉学園大学)

今号では、前号に引き続き、鳥取県議会における専攻科に関する質問と答弁を検討する。今号では、前号で扱った伊藤の質問の続きを見ていくことにする。

以下、実際の質問と答弁を見ていくことにする。なお、質問も答弁も専攻科以外の点についても言及していることがほとんどであるので、専攻科に関する部分のみを摘記したものである(冒頭に専攻科についての発言がある場合は、最初から記載している)。

2002(平成14)年9月26日 平成14年9月定例会(第3号) 本文
3番(伊藤保君) 次に、専攻科についてお伺いします。

中部地区には倉吉東高に専攻科があります。中部地区に民間の受け皿がない中、倉吉東高の専攻科があるわけでありましてけれども、倉吉西高、由良育英、倉吉北高など中部地区の一円の高校生の受け皿となっております。そうした中、専攻科が廃止になるのではという不安が、今中部地区の高校生の間に広がっております。時代の流れとはいうものの、中部地区の専攻科を廃止されるときには、地域の動揺を防ぐためにも、時間的な余裕を持って、緩やかな官から民への移行計画を発表されるべきであろうと私は考えます。教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

また、PTAの一部には、いきなり民間の受け皿へと言われても、進路指導が保証できるのか、大学を出たばかりの先生になりはしないのか、授業料が極端に高くなりはしないのか、不安の方が大きく、他県では、PTAで校舎使用料や教材費などに充てる授業料を集めて運営する補習科というものが運営されておしま

す。本県でもこういう補習科が行えるのかどうなのか、他県の実態も含めて教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

教育長(藤井喜臣君)お答えいたします。

専攻科の縮小・廃止の関係でございます。

先ほど申しましたように、長く定着してきた制度でありまして、県立高校の専攻科の縮小・廃止の計画につきましては、現在高校に在学している生徒や保護者に配慮し、一定の周知期間を置くことが必要だとは考えております。

また、その計画につきましては、受け皿となる東部、中部、西部各地区の予備校等の状況、特に議員おっしゃいましたように、中部地区においては予備校がございませんので、そういった状態を踏まえることが必要だと考えております。早急に地区ごとの縮小・廃止計画案を作成し、示す予定としております。

また、それに関連して補習科というような御質問がありました。他県で設けられている補習科は、PTA 等が運営主体となりまして、同窓会館や校舎等を利用して、大学受験に再挑戦するといいますか、そういう卒業生の授業をするような仕組みとお聞きしておりまして、中国・四国地方では島根県、岡山県、香川県の 3 県にあると承知しております。

補習科を運営してはというような話が出ているとのことでございましたが、各県の状況をお聞きしましたら、一応教育委員会の管轄外で、運営はおおむね PTA ということであります。このたび公立高校の専攻科の縮小・廃止につきましては民間で受け皿ができつつあり、また民間でできることは民間に任していく方がよいとの考えを受けてのものでありまして、今は補習科に切りかえるというようなことを前提として専攻科の縮小・廃止を考えていないというところでございます。

3 番(伊藤保君) これはまだ具体的な話ではございませんけれども、逆に言いますと、PTA が NPO 法人化して、そういうものを運営するということも考えられま

す。そうしたことも考えられるという中で、私はちょっと質問したということであり
ます。実際なされるかなされないか、まだこれからの問題だと思いますけれども、
NPO 法人化の中でそういう動きも考えられるということで御理解をいただいたと
思います。

ここへ来て、PTA が関与するというアイデアが、議員である伊藤の側から提唱
される。前号では専攻科設置校側の危惧を県当局が明らかにしたが、それを受
けた伊藤の方が踏み込んだ提案をしている。そして、県当局も他県における状況
を把握しているようである。

さらには、NPO 法人という形まで伊藤は示している。先取りしたことを言えば、
鳥取東の専攻は純粋に廃止されるが、倉吉東と米子東は NPO による機関に転
換する形で存続することになる。

PTA による運営というものは確かに他県に見られるものでもあるのだが、実
際には学校側が運営しているのが実態のようである（岡山県立岡山朝日高等
学校の後神泉先生のご教示による）。PTA が常勤の職員を雇用しているという
ケースはほとんど考えられないのであって、決定機関を PTA にしたところで、実
際の運営は学校が請負わざるを得ないだろう。ちょうど会議体の教育委員会と
教育委員会事務局との関係のようなものである。

そのような点を考えると、NPO 法人であれば、法人の収入の範囲において職
員を雇用するということも考えられるので、PTA よりも確実な運営方法である。ま
た、2000 年代に議論をしているからこそ出てきた案ということもできる。しかも、
この方法なら、予備校のない中部はどうするのかという、残り続けている問題へ
の一定の処方せんになりそうでもある。民間の学校法人でもなく、株式会社でも
ない第三の道ということである。繰り返しになるが、倉吉東は実際に NPO 立に

移管されるのである。

これまでの流れも考えると、専攻科問題について質問を繰り返す「信」という会派と県当局は、共犯関係にあるようにも思えてくる。議員の質問が、専攻科をめぐる議論をうまくリードしているようにも映るからである。この点についてはより詳細な検討が必要であるが、現職議員もいる状況で、歴史研究としてこれが成り立つかは微妙なところである。平成の後半期の出来事を歴史として学術的に検討することは困難であろう。別のアプローチが必要だろうと思う。

専攻科の廃止をめぐる議論は、この後も続いていく。2005（平成 17）年から2012（平成 24）年までの間、県議会ではこの問題に関する質問が多くなされていることが確認できる。この期間はまさに専攻科を廃止する過程の時期にあたるのだが、NPO 立への移管の可否も含めてさまざまな議論がなされ、さらには議員の決議も行われ、陳情も多くなされている。

しかし、その分量は、質疑応答だけでもこれまでに取りあげたものの 10 倍の分量にのぼり、本誌で検討するにはあまりにも膨大である。他の機会に検討することを記して、本誌における議会での議論の検討は終わることにする。

（付記）本研究は科学研究費補助金（20K02435）の助成を受けたものである。

体験的文献紹介(43)

—新しい研究テーマ・明治前期中学校形成史

と「日本教育史資料」の研究—

かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

国士舘大学に移籍して嬉しかったことは四方一弥氏と旧交を温められたことである。早稲田の大学院で私より3期後輩だったが、尾形先生のゼミでは異彩を放っていた。修士課程が終ると静岡県的高校教師になったが、やがて県教育委員会直属の教育研修所の研究員になって教育史研究に打ち込んだ。昭和47年刊行の『静岡県教育史』執筆の中心執筆者である。久しぶりの再会を喜び、久闊きゆうかつを叙して沼津に来ないかと誘われた。喜んで沼津の四方邸に参上し、奥様の手料理したづみに舌鼓を打った。この間、二人の会話は教育史研究のことばかり、とりわけ四方氏は静岡県の近代中等教育史について熱っぽく語った。これに私が共感したのは言うまでもない。談窮きわまってこのまま別れるのは残念だから湯治を兼ねて伊豆旅行をしよう、と修善寺温泉を予約した。こうして思わぬ伊豆旅行が実現した。旅行中も二人の会話はこれからの日本近代中等教育史研究ばかりであった。私はこれまでの自分の研究を顧かえりみて東京のことばかりだという反省があるし、四方氏も静岡県に集中し過ぎたと言う。全国的な動向が気になっていたので私は森文政期の「中学校令」を画期として明治前期の中学校が形成される状況を全国的に調べ研究したいと言った。これに対して四方氏は明治前期の中学校の教育課程の変化が気になっているから明治14年の「中学校教則大綱」の成立過程を研究したいと言う。私も「教則大綱」の重要性を認識していたから大いに讃成した。この旅行は二人にとって忘れられないイベントになった。折しもこの年の秋、名古屋大学の仲先生が地方教育史研究会(ノチの全国地方教育史学会)を創立したので両人とも入会し、研究発表ができることを期待した。

このような状況の時、旧知の東京女子大教授・名倉英三郎氏から電話があり急遽会いたいと言う。指定された喫茶店に行くと『日本教育史資料』の成立経

緯についての協同研究会をつくりたいから参画してくれとの事。名倉氏が言うには自分は『近代日本教育百年史』の調査及執筆者の一員になって長野県で明治初年の文書を探していたら県庁文書課が所管する土蔵に「教育沿革史」の謄本が綴込まれてあった。見ると「旧松代藩教育沿革史」とある。とっさに『日本教育史資料』第1冊に収載されている「旧松代藩」の謄本であると思った。日本各地の県庁、文書館、図書館を探索すれば『日本教育史資料』の旧藩教育沿革史の謄本が見つかるかも知れないし、それに関連する県庁文書が見つければ、これまで不明であった『日本教育史資料』の成立過程が分るかも知れない。この大事業は自分一人ではできないから何人かで研究会をつくろうと思う。ついでに研究会創立に君（神辺）の力を借りたいと言う。『日本教育史資料』研究の意義はよく分る。あの膨大な資料を読み解くだけでも大変なエネルギーがいるから個人の努力だけでは及ばない。そのための研究会を創立しようという意図もよく分る。しかし私はたった今、四方氏と明治前期の中学校形成史研究を誓ったばかりである。新しい研究テーマに勇往邁進まいしんすべく気合いが入ったところである。名倉氏の提案には言葉を濁して去った。しかし私のはっきり断らなかった故か名倉氏は私が同意したと想い、数日後、手紙で私に研究会創設についてメンバーを集めるよう指示してきた。名倉氏は東京女子大学教授のかたわら、慶応義塾大学で日本教育史を講じていたので、慶応大学院生と青山学院の大学院生をメンバーの一員に加えるとし、私にも早稲田出身のメンバーを連れてこいとの指示があった。こうなれば仕方がない。乗りかかった舟だ。この二つのテーマを同時進行でやろう。二つながら全国各地の史料を探究せねばならぬのだから探索先で両史料を探そう。両史料とも幕末明治前期に時代が重なるのだから一挙両得になるかも知れない。こう考えたらこれは天来の妙音と思われて前途が明るくなった。

私は早稲田の後輩に近世教育史に熱意を持った研究者を知らないし、学閥嫌いだからメンバーを探す気はない。四方氏を誘っただけであった。

次に名倉氏はこの研究会の初会合を石川松太郎氏の謙堂文庫でやろうと言
い出した。私は驚いて反対した。初会合は本研究会の発会式のようなものである。
それを現教育史学会代表理事で日本教育史学会長である石川松太郎氏の謙
堂文庫でやることは会長の了承のもと、その傘下で研究活動をするようになる。
学問研究は自由でなければならぬ。私は反対だと宣べた。しかし名倉氏は譲ら
ない。われわれの研究は故石川謙博士の業績に依存する。地方各地の史資料
を収集するまでは謙堂文庫所蔵の教育史料に頼らねばならないし、石川謙博士
の研究を手伝った子息の松太郎氏に教えを受けねばならぬと私の意見を撥ね
除けた。故石川謙博士が近世日本教育史の泰斗であることも石川松太郎氏が
日本教育史全般にわたって博識であることも私は日本教育史学会例会の出席
者だからよく知っている。だからこそ口を酸っぱくして言うのである。われわれの
原史料探索が功を奏し旧来の説に修正を求めることは有り得る。それ故にこの
研究に魅力があるのではないか。はじめから権威者に寄りかかるようなことは止
めて貰いたい。しかし名倉氏は頑として聞く耳を持たなかった。

昭和53年春、名倉、神辺、四方、関山邦宏（青山学院大学院生、ノチ和洋女
子大教授）、多田建次（慶応大学大学院生・ノチ玉川大学教授）の5名が謙堂
文庫に集った。この日本教育史資料研究会初会合のその日、石川松太郎氏は
笑顔で迎え入れてくれた。①自分もこの研究会に入る。②この研究会は謙堂文
庫でおこなう。③謙堂文庫所蔵の文献は優先的に貸出すという。研究上優遇
された有難いことであるが研究会の代表者が二人できたようで今後の困難が
予想された。

地方の図書館、文書館及び各地の県庁文書を探索するのがはじめからの予
定であったから分担を決めた。『史資料』藩校の配置によって南海道・名倉、山
陰山陽道石川、畿内・四方、北陸道・神辺、中山道・関山、多田と決めた。東海道
は特に担当者を決めなかったが、会員の行き易い所だから随意に出かけること
にした。私塾・寺子屋・郷校いずれを問題にしてもよいが、『日本教育史資料』の
大部分を占める藩校にまず取りかかろうということになった。以後、原則月一回

の研究協議会を謙堂文庫で開くことになった。この月例研究会では各自が選んだ主題について順次発表し、情報と意見の交換をくり返した。

昭和55年度から「日本近世教育の基礎資料に関する総合的研究」の課題で3ヶ年継続して文部省科学研究費の補助金が交付された。そこで56年度から「『日本教育史資料』の研究」と題する研究報告書を毎年発行することにした。補助金の交付は57年度で終わったが、以後経費を各自で負担して報告書の発行を続けた。

昭和56年10月発行第1号の研究題目と著者名をあげる。

参考文献

「『日本教育史資料』の研究」玉川大学出版

「『日本教育史資料』の研究」第1号、昭和56年10月

水戸弘道館に関する考察 — 津田信存著『水戸弘道館雑誌』

の検討を中心として …………… 関山邦宏

金沢藩・大聖寺藩の教育資料について …………… 神辺靖光

滋賀県における私塾寺子屋取調表の進達過程に関する一考察 …四方一洸

『岡田藩学校要略』紹介 …………… 名倉英三郎

『日本教育史資料』収録の佐賀藩教育関係記録について …………… 石川松太郎

『日本教育史資料』第四の調査ルート …………… 多田建次

『日本教育史資料』藩校別事項索引…………… 名倉英三郎

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

1. (目的) 広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ) 記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間) 研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
4. (編集委員会・編集世話人) 発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者) 執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任) 記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくまれに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (記事の種類・分量) 記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
8. 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
9. ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
10. ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
11. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

短評・文献紹介

『東京新聞』の「私の東京物語」（2022年8月下旬～9月初旬）欄で連載されていた声優・古谷徹さんは、「巨人の星」の主演・星飛雄馬役に、15歳でデビューしたのだといひます。ご本人の弁では、デビューした時は、期待と不安が入り混じっていたと。だからこそ、役づくりに励もうとして、野球経験がそれまでなかったのに、急に弟さんとキャッチボールを熱心に始めたため、なんと指を骨折してしまったと。そしてその後、飛雄馬役から、声優として成長のために脱皮すべく、繊細でナイーブという、等身大な青年役である、「機動戦士ガンダム」の主人公・アムロ役を演じたよし。このアムロ役を演じられたことによって、声優の仕事の本務として続けていけるという自信も正直ついたのでと。

さらに古谷さんは、人気作である「ドラゴンボール」のヤムチャ役では、自分の素な声に近くて、あえて声をつくらず臨んだ・とのこと。本人いわく、役の軟派な性格も自身の性に合っていたためではないかと。そんな古谷さんによれば、徹という名前のとおり、役づくりでは徹底して行き、本番までひたすら練習を繰り返すのが基本だといひます。「ワンピース」のサボ役のオーディションでも、つねに声優として新たな挑戦を続けていきたい!・という思いで、いろいろ思案の末、あえて前夜に日本酒を深酒し、酒焼けしたハスキーボイスで臨んだとのこと。たしかに、そんな役づくりの裏事情も聞くと、いつもよりサボの声で、とても魅力的な声なんですよね。もともと好きな作品でも、古谷さんのような演者さんの思いや努力を知って視聴すると、より魅力度が何倍も増した感じがしてしまうのは、なんともまか不思議ですね。(谷本)

知人の高校教員から、「学校の課題を現場の声で変えていく」ことを目指す[スクールボイスプロジェクト](#)は、「コロナ禍3年目、児童生徒たちはどう変わった?」「校内研究の現状と課題」などに関する記述式のアンケートを実施して、その結果を同プロジェクトのホームページ上で公開している。こうして現場教員の声を社会に届けていく仕組みが、現職教育



自らの手によって作りだされていることに、なるほどと思った。また、同プロジェクトのWebメディア、[「メガホン」](#)には、学校をめぐる話題や教員の取り組みを詳細に取材した記事も紹介されていて興味深い。(富岡)

会員消息

いまちょうど担当する、後期授業科目（近現代日本の地域と教育）で卑近な事例の1つとして、2018年からの東京23区での大学定員規制の問題を取り上げてみました。受講学生のみなさんは、自身の考えからその賛否についてしっかり論じていたので、正直担当教員としても、なんともうれしかったですね。

戦後日本の高等教育をめぐる政策の歩みを要点でレクチャーしながら、より現状問題の理解や認識を深めていくというのが授業の狙いです。またちょうど神奈川大学さんが、湘南平塚キャンパスを横浜移転へ進めている動きなども、東京以外に、県内の都心部へキャンパスを集中する話題としてタイムリーでしたね。（谷本）

『早稲田大学百五十年史』第1巻（早稲田大学出版部）を読みました。東京専門学校創立の1882年から1948年までが対象です。新たな資料も用いており、大きな発見がありました。第2巻は戦後ということで、とても楽しみです。（山本）

長年詩吟に親しんでいた父親から、小学生のときに「少年老い易く学成り難し…」という詩の詩吟を習ったことがあります。そのときは、意味をあまり考えないで大声を出していました。この詩は、年齢を少し重ねてくると、たしかにそうかもしれないと実感します。

2022年も残りわずかになっていますが、10月中ぐらいまでにやりたいと思った仕事や研究が「やるべき仕事の負債」のようにいくつも積もっています。自分の力の無さに悔しがっていても仕方ないので、働ける環境、研究できる環境があるという幸運に感謝しつつ、「そういうこともあるさ」と開き直って年内には返していきたいと思います。ご迷惑をおかけしている皆さん、もう少しだけお待ち下さい。

そんななか、京都文化博物館で、12月10日から「京都府内の学校所在資料展2」が開催されるというニュースを研究仲間からもらったので、同館ホームページに記載された開催案内を36ページに紹介します。学校資料の保存・活用に関心をもつ一人として、原稿に追われながらも、やはり時間をつくって見学したいと思います。また、12月21日（水）と2023年1月20日（金）のいずれも14:00から、ギャラリートークも行われるそうです。1月20日はちょうど行けるかもしれません。

さらに、京都市学校歴史博物館も耐震工事の関係でしばらく休止していた企画展を再開したらしいので、同館ホームページの情報を37ページに掲載します。こちらも久しぶりに訪問したいです。（富岡）



京都府内の 学校所在資料展 2

12月10日(土)～2023年1月29日(日)

京都府立鶴山小学校(旧型)が収集し、贈与した「伏見鶴山城内瓦
(京都府立鴨沂高等学校蔵)」

開催趣旨

【京都の「学校博物館」を特別に紹介】

学校所在資料には豊かな価値があります。京都文化博物館では、学校教員や生徒・児童、地域組織の方々等と協力して、京都府内の学校に収蔵・利用・継承されてきた貴重な資料の数々を、2016年、2018年、2020年とこれまで3度にわたり展示いたしました(京都府内の学校所蔵考古・歴史資料展1・2、京都府内の学校所在資料展1)。今年度も、歴史・考古資料を中心に、新たに調査させていただいた学校所在の資料を紹介します。それと共に、学校内のユニークな資料保管・展示場所の様子やその場所作りの活動も紹介します。こうした「学校博物館」は、学校内に設置されているため通常は非公開です。本展では、各学校から特別に許可をいただきました。知られざる京都の「学校博物館」をこの機会にご覧いただければ幸いです。

基本情報

会 期：2022年12月10日(土)～2023年1月29日(日)

休 館 日：月曜日(祝日の場合は開館、翌日休館)、

2022年12月26日(月)～2023年1月6日(金)

※館内空調設備工事のため、年末年始(12月28日～1月3日)を含め上記の期間、休館いたします。

会 場：京都文化博物館2階展示室「京の至宝と文化」

開室時間：10:00～19:30(入場は19:00まで)

入 場 料：一般500円(400円)、大学生400円(320円)、高校生以下無料

※()内は20名以上の団体料金

※総合展示(2階)とフィルムシアター(3階)をご覧いただけます。

(フィルムシアターは催事により有料の場合があります)。

※新型コロナウイルスの感染症の今後の状況により、予定を変更する場合がございますのでご了承ください。

主 催：京都府、京都文化博物館

協 力：京都府立鴨沂高等学校

後 援：京都府教育委員会、京都市教育委員会

● 企画展



R4.12.1(木) ~ R5.1.22(日) NEW!!

新校舎のはなやぎ

—京都の学校ゆかりの美術—

現在、京都市学校歴史博物館では建物の耐震改修工事（令和3年7月～令和5年8月[予定]）を実施しており、企画展を中断していましたが、この度企画展展示室の改修が完了したことを受け、学校に伝わる開校や校舎の新築・改築を記念した美術作品等を展示する当企画展を開催します。

企画展

期間：2021年12月1日（木）～ 2022年1月22日（日）

新校舎のはなやぎ——京都の学校ゆかりの美術——

開催概要



木島櫻谷 「富嶽瑞雪」

昭和6年 元明倫小学校蔵

京都の学校には、学校や地域にゆかりのある芸術家たちが手がけた美術作品が伝わってきました。それらの作品には、学校の開校や校舎の新築・改築を記念しておくれた作品も含まれています。おめでたい朝日や松竹、教科書に掲載され子どもたちにとってもなじみ深い偉人に富士山、「ウサギとカメ」の物語、楽しく遊ぶ子どもたちの姿をあらわした作品は、校舎をはなやかに彩ってきました。

元開智小学校の校舎を活用した当館では、このたび、企画展展示室の耐震改修工事を経ておよそ半年ぶりに企画展を再開します。本展は、当館の改修と校舎の改築とを重ね、新しい校舎をお祝いする美術作品を展示する企画展です。

新しい校舎を祝う美術作品にあわせて、校舎の竣工に際してつくられた記念帖に掲載の校舎の写真や、作品の主題と学校との関係を示す資料等も展示し、新しい校舎、学校に通う子どもたち、校舎に飾られた美術作品のつながりを紹介します。

本ニューズレターのPDFファイルをダウンロードして、Adobe Reader 等のソフトの「小冊子印刷」機能を利用して「A4 サイズ両面刷り」に設定して印刷すれば、A5 サイズの小冊子ができます。